

香川県建設業BCP認定審査要領(R7.5) 新旧対応表(主な改正項目)

新【令和7年5月】	旧【令和6年5月】
香川県建設業BCP認定 審査要領 令和7年5月 香 川 県	香川県建設業BCP認定 審査要領 令和6年5月 香 川 県

新【令和7年5月】

1 目的

近い将来、発生が懸念される南海トラフを震源とする地震については、令和7年1月に最新の長期予測が公表され（令和7年1月15日政府地震調査研究推進本部地震調査委員会公表）、マグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率が、10年以内に「30％程度」、20年以内に「60％程度」、30年以内では「80％程度」と予測されており、緊張感が高まっています。

南海トラフ地震は大規模広域災害が想定されるため、事前の対策によって被害軽減を図るとともに、地域の力によって早期復旧を目指すことが求められています。特に、発災初期から最前線で活動することが期待されている建設業においては、行政機関と連携しながら災害対応力の強化を図り、応急対応業務や継続すべき重要業務を確実・円滑に実施するための体制を整えておく必要があります。

今般、県内の建設会社の皆様の「事業継続計画（BCP）」策定の取組みを推進するために、各会社で行っている事業継続力を高める取り組み（基礎的な事業継続力）の成果と実効性を審査し、認定することとしました。

認定を受けられた建設会社においては、会社の信頼性や社会的評価の一層の向上につながるものと考えており、建設会社の皆様におかれましては、事業継続力を高めるためのBCP策定に取り組んでいただき、県の業務継続の体制づくりにご協力いただきたいと考えております。

旧【令和6年5月】

1 目的

近い将来、発生が懸念される南海トラフを震源とする地震については、令和5年1月に最新の長期予測が公表され、マグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率が、10年以内に「30％程度」、20年以内に「60％程度」、30年以内では「70～80％」と予測されており、緊張感が高まっています。

南海トラフ地震は大規模広域災害が想定されるため、事前の対策によって被害軽減を図るとともに、地域の力によって早期復旧を目指すことが求められています。特に、発災初期から最前線で活動することが期待されている建設業においては、行政機関と連携しながら災害対応力の強化を図り、応急対応業務や継続すべき重要業務を確実・円滑に実施するための体制を整えておく必要があります。

今般、県内の建設会社の皆様の「事業継続計画（BCP）」策定の取組みを推進するために、各会社で行っている事業継続力を高める取り組み（基礎的な事業継続力）の成果と実効性を審査し、認定することとしました。

認定を受けられた建設会社においては、会社の信頼性や社会的評価の一層の向上につながるものと考えており、建設会社の皆様におかれましては、事業継続力を高めるためのBCP策定に取り組んでいただき、県の業務継続の体制づくりにご協力いただきたいと考えております。

新【令和7年5月】

① 申込

事業継続計画の認定を受けようとする建設会社（以下「申込会社」という。）は、申込種別を「新規」もしくは「継続更新」とし、「審査要領」に基づく書類を作成し申込を行ってください。ただし、四国建設業 BCP 等審査会の認定をすでに受けている建設会社で、県の審査会における審査を省略して認定を受ける場合は、「香川県建設業 BCP 認定申込書」、「四国建設業 BCP 等審査会の認定証のコピー」のみ提出してください。

なお、認定会社が新設合併（二以上の会社がする合併であり、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により新たに設立する会社に承継）した場合で、審査要領 2－1「認定対象となる建設会社」の条件を満たす建設会社は、「新規申込」とします。

また、認定会社が以下の事項に該当する場合は、「継続更新申込」とします。

- 1）非申込及び非認定により失効した場合の再度の認定申込。
- 2）吸収合併（合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継）の存続会社となった場合、又は事業譲渡（会社の事業の全部又は一部を他の会社に譲渡）を受けた場合。なお、吸収合併又は事業譲渡が行われた日を基準に、その直近の申込期間に申込を行って下さい。

② 審査

香川県建設業 B C P 審査会（学識委員及び県で構成、以下「審査会」という。）が、原則として「書類審査」と「面接審査」を行います。

1）書類審査

本審査要領に基づいて、申込書類の記載内容を審査します。

2）面接審査

記載内容の実効性について面接で確認します。

面接の対応者は、**原則として**社長または災害対策本部長（代理者でも可）、担当者など、3名程度とします。

※「四国建設業 B C P 等審査会」（事務局：国土交通省四国地方整備局）で既に認定証の交付を受けている建設会社については、県の審査会における審査を省略して、認定を受けることができます。

※**継続更新 2 回目以降の会社については、書類審査のみ実施し、面接審査は基本的に実施しません。**ただし、書類審査において、審査員が必要と判断した会社については、面接審査を実施します。

3）その他

書類審査と面接審査においても、実効性の有無が確認できなかった場合は、認定の可否を保留し、現地での実態把握等の追加の調査を行い、再度、審査を行うことがあります。

③ 認定証の交付

審査会において、申込案件の内容などを審査し、認定の可否を判断します。適合すると認められた建設会社に対し、知事名で認定証を交付します。

認定日は、認定証の交付日とします。

旧【令和6年5月】

① 申込

事業継続計画の認定を受けようとする建設会社（以下「申込会社」という。）は、申込種別を「新規」もしくは「継続更新」とし、「審査要領」に基づく書類を作成し申込を行ってください。ただし、四国建設業 BCP 等審査会の認定をすでに受けている建設会社で、県の審査会における審査を省略して認定を受ける場合は、「香川県建設業 BCP 認定申込書」、「四国建設業 BCP 等審査会の認定証のコピー」のみ提出してください。

なお、認定会社が新設合併（二以上の会社がする合併であり、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により新たに設立する会社に承継）した場合で、審査要領 2－1「認定対象となる建設会社」の条件を満たす建設会社は、「新規申込」とします。

また、認定会社が以下の事項に該当する場合は、「継続更新申込」とします。

- 1）非申込及び非認定により失効した場合の再度の認定申込。
- 2）吸収合併（合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継）の存続会社となった場合、又は事業譲渡（会社の事業の全部又は一部を他の会社に譲渡）を受けた場合。なお、吸収合併又は事業譲渡が行われた日を基準に、その直近の申込期間に申込を行って下さい。

② 審査

香川県建設業 B C P 審査会（学識委員及び県で構成、以下「審査会」という。）が、原則として「書類審査」と「面接審査」を行います。

1）書類審査

本審査要領に基づいて、申込書類の記載内容を審査します。

2）面接審査

記載内容の実効性について面接で確認します。

面接の対応者は、社長または災害対策本部長（代理者でも可）、担当者など、3名程度とします。

※「四国建設業 B C P 等審査会」（事務局：国土交通省四国地方整備局）で既に認定証の交付を受けている建設会社については、県の審査会における審査を省略して、認定を受けることができます。

③ 認定証の交付

審査会において、申込案件の内容などを審査し、認定の可否を判断します。適合すると認められた建設会社に対し、知事名で認定証を交付します。

認定日は、認定証の交付日とします。

新【令和7年5月】

4－2 審査方法

① 書類審査

表2「確認項目と確認内容」に示す内容の全ての項目が適合した書類となっているかを確認します。

② 面接審査

以下の4点について確認します。

- ・「代表者または災害対策本部長が事業継続計画を理解し、取組みの把握及び適切な指導ができているか」
- ・「災害時に確実に機能するか」
- ・「災害時に機能するための準備がなされているか」
- ・「事業継続計画の課題解決、着実な改善のための取組みの準備がなされているか」
(認定の継続更新申込の場合は、取組みを実施しているか)

旧【令和6年5月】

4－2 審査方法

① 書類審査

表2「確認項目と確認内容」に示す内容の全ての項目が適合した書類となっているかを確認します。

② 面接審査

以下の3点について確認します。

- ・「災害時に確実に機能するか」
- ・「災害時に機能するための準備がなされているか」
- ・「事業継続計画の課題解決、着実な改善のための取組みの準備がなされているか」
(認定の継続更新申込の場合は、取組みを実施しているか)

新【令和7年5月】

■ 内容

C－1 対応拠点、代替連絡拠点の確保

記載内容
対応拠点、代替連絡拠点について記載してください。
記載上のポイント
1) 対応拠点 ・災害対策本部の設置場所（例えば本社〇階〇〇会議室など）を記載してください。 ・住所、連絡先、揃えている設備（例えばパソコン、プリンター、水、食料など備蓄材、救命器具、対応拠点のための非常用発電機など）を記載してください。なお、水、食料、発電機用燃料については、備蓄量の根拠（想定している人数や日数など）も記載してください。 2) 代替連絡拠点 ・代替連絡拠点の設置場所（例えば〇〇支店〇階〇〇会議室など）を記載してください。 ・住所、連絡先、揃えている設備（例えばパソコン、プリンター、水、食料など備蓄材、救命器具、代替連絡拠点のための非常用発電機など）を記載してください。なお、水、食料、発電機用燃料については、備蓄量の根拠（想定している人数や日数など）も記載してください。 ・代替連絡拠点での業務内容を記載してください。 ※代替連絡拠点の設置場所や設備などを考慮したものとしてください。（対応拠点と同様な重要業務が行えるケースや、社員・関係先との連絡のみとなるケースなども考えられます。） ・自社及び自社社員以外の保有する施設を代替連絡拠点としている場合、最新の保有者と交わした了解文書の写しなどを添付してください。

【参考】

対応拠点、代替連絡拠点の地理条件等が異なれば、受ける被害の想定（災害の種類、被災規模）は異なります。被災により一方の拠点が機能しなくなった場合でも、災害の種類別に相互補完される建物を拠点に設定することが重要です。
例えば、対応拠点に津波被害がある場合、代替連絡拠点には津波被害がない建物を設定し、代替連絡拠点に洪水被害がある場合は、対応拠点には洪水被害がない建物を設定することが重要です。

C－2 対応の発動基準

記載内容
災害対応の体制をとる基準について記載してください。
記載上のポイント
災害対応の発動基準には、次の対応が考えられます。 ① B C P 対応の発動基準 本 B C P を発動する基準であり、事業が中断または中断の可能性のある危機的事象が発生（社員、社屋などに被害があることを想定）した場合、災害対策本部を自動的に立ち上げるなどし、参集、安否確認、災害対応などの初動対応を行うもの。

旧【令和6年5月】

■ 内容

C－1 対応拠点、代替連絡拠点の確保

記載内容
対応拠点、代替連絡拠点について記載してください。
記載上のポイント
1) 対応拠点 ・災害対策本部の設置場所（例えば本社〇階〇〇会議室など）を記載してください。 ・住所、連絡先、揃えている設備（例えばパソコン、プリンター、水、食料など備蓄材、救命器具、対応拠点のための非常用発電機など）を記載してください。なお、水、食料、発電機用燃料については、備蓄量の根拠（想定している人数や日数など）も記載してください。 2) 代替連絡拠点 ・代替連絡拠点の設置場所（例えば〇〇支店〇階〇〇会議室など）を記載してください。 ・住所、連絡先、揃えている設備（例えばパソコン、プリンター、水、食料など備蓄材、救命器具、代替連絡拠点のための非常用発電機など）を記載してください。なお、水、食料、発電機用燃料については、備蓄量の根拠（想定している人数や日数など）も記載してください。 ・代替連絡拠点での業務内容を記載してください。 ※代替連絡拠点の設置場所や設備などを考慮したものとしてください。（対応拠点と同様な重要業務が行えるケースや、社員・関係先との連絡のみとなるケースなども考えられます。） ・自社及び自社社員以外の保有する施設を代替連絡拠点としている場合、最新の保有者と交わした了解文書の写しなどを添付してください。

C－2 対応の発動基準

記載内容
災害対応の体制をとる基準について記載してください。
記載上のポイント
災害対応の発動基準には、次の対応が考えられます。 ① B C P 対応の発動基準 本 B C P を発動する基準であり、事業が中断または中断の可能性のある危機的事象が発生（社員、社屋などに被害があることを想定）した場合、災害対策本部を自動的に立ち上げるなどし、参集、安否確認、災害対応などの初動対応を行うもの。

新【令和7年5月】

なお、代替連絡拠点を複数選定する場合は、それぞれの代替連絡拠点を拠点とする場合の優先順位と判断基準を記載してください。

② 契約・協定などに基づく対応の発動基準

維持工事、災害協定などでの災害業務に対応し、契約・協定などに基づく発動基準や出動要請があった場合など、本部長の判断により対策本部を立ち上げるもの。

上記「①」、「②」の災害対応体制をとるそれぞれの基準について記載例を参考に以下の内容を含んで記載してください。

- ・発動基準となる数値（震度や雨量や水位など）および警報など
発動基準となる震度は5弱以上に統一
- ・対象とする地域（市町など）、参集人数及び参集場所
- ・＜＜解説＞＞

上記「①」、「②」の発動基準以外に、「B－1社員および家族の安否確認方法」に、安否確認の発動基準があり、本要領には3つの発動基準の記載が規定されています。

- ・＜＜記載例＞＞
(BCP対応の発動基準)

- ①「香川県〇〇市（町）において、震度5弱以上の地震が発生した場合又は大津波注意報が発令された場合、就業時間外であれば、災害対策本部要員〇名の自動参集者は対応拠点到参集し、災害対策本部を立ち上げ、体制を構築する」
- ②「香川県〇〇市（町）において、震度5弱以上の地震が発生した場合又は大津波注意報が発令された場合、就業時間内であれば、対応拠点が使用可能かどうかを確認し、使用可能であれば災害対策本部要員〇名は、対応拠点到災害対策本部を立ち上げ、対応拠点が使用不可能であれば、代替拠点到参集して災害対策本部を立ち上げ、体制を構築する」
- ③「対応拠点の〇〇が被災により使用不可と判断した場合は、□□を第1代替連絡拠点として使用する。ただし、対応拠点及び第1代替連絡拠点が使用不可と判断した場合は、△△を第2代替連絡拠点として使用する。」

(契約・協定などに基づく対応の発動基準)

「〇〇市（町）において震度5弱以上の地震発生又は〇〇川がはん濫注意水位を超過した場合（協定などの対応基準）、又は本部長が必要と認める時は、本社において災害対策本部要員の〇名で災害対策本部を立ち上げ、体制を構築する」

「香川県から災害協定による出動要請があった場合に、本部長が必要と認める時は本社において災害対策本部を立ち上げ、体制を構築する」 など

旧【令和6年5月】

② 契約・協定などに基づく対応の発動基準

維持工事、災害協定などでの災害業務に対応し、契約・協定などに基づく発動基準や出動要請があった場合など、本部長の判断により対策本部を立ち上げるもの。

上記「①」、「②」の災害対応体制をとるそれぞれの基準について記載例を参考に以下の内容を含んで記載してください。

- ・発動基準となる数値（震度や雨量や水位など）および警報など
発動基準となる震度は5弱以上に統一
- ・対象とする地域（市町など）、参集人数及び参集場所
- ・＜＜解説＞＞

上記「①」、「②」の発動基準以外に、「B－1社員および家族の安否確認方法」に、安否確認の発動基準があり、本要領には3つの発動基準の記載が規定されています。

- ・＜＜記載例＞＞
(BCP対応の発動基準)

- ①「香川県〇〇市（町）において、震度5弱以上の地震が発生した場合又は大津波注意報が発令された場合、就業時間外であれば、災害対策本部要員〇名の自動参集者は対応拠点到参集し、災害対策本部を立ち上げ、体制を構築する」
- ②「香川県〇〇市（町）において、震度5弱以上の地震が発生した場合又は大津波注意報が発令された場合、就業時間内であれば、対応拠点が使用可能かどうかを確認し、使用可能であれば災害対策本部要員〇名は、対応拠点到災害対策本部を立ち上げ、対応拠点が使用不可能であれば、代替拠点到参集して災害対策本部を立ち上げ、体制を構築する」

(契約・協定などに基づく対応の発動基準)

「〇〇市（町）において震度5弱以上の地震発生又は〇〇川がはん濫注意水位を超過した場合（協定などの対応基準）、又は本部長が必要と認める時は、本社において災害対策本部要員の〇名で災害対策本部を立ち上げ、体制を構築する」

「香川県から災害協定による出動要請があった場合に、本部長が必要と認める時は本社において災害対策本部を立ち上げ、体制を構築する」 など

新【令和7年5月】

内容

E-1 自社で確保している人員と資機材の認識

記載内容
自社が保有している「人員や資機材」について記載してください。
記載上のポイント
以下の内容を記載してください。 ① 確認した年月日 ② 人員は災害復旧活動に必要と思われる資格（オペレータなど）の種類も記載してください。 ※社員が消防団員などで所属消防団と協議の上、消防団活動を優先する必要がある場合は人員から除外し、除外している社員が存在することを記載して下さい。いない場合はその旨記載してください。 ③ 資機材は種類、数量、保管場所（階数、部屋名称も含む）などを記載してください。

E-2 協力会社との緊急時の連絡先、連絡手段の相互認識

記載内容
自社が行う災害復旧活動に不足すると考えられる人員や資機材の調達先と自社について、相互の連絡対応窓口の連絡先を記載してください。
記載上のポイント
1) 連絡すべき調達先毎に、以下の内容を記載してください。 ① 調達先の連絡対応窓口の通知を受けた年月日（申込する年度内の日付とすること） ② 組織名称 ③ 担当者所属・氏名 ④ 連絡手段（災害時にもつながり易いものを含めて、予定しているもの全て記載してください。） ⑤ 連絡先 ⑥ 連絡する趣旨（何を調達するか具体的に記載してください。） ⑦ 調達先企業の被害リスク（特に、調達先企業が津波浸水想定区域内となる場合、調達への問題が生じないよう、対策が講じられているか記載してください。） 2) 自社の連絡対応窓口 以下の内容を記載してください。 ① 自社の連絡対応窓口を調達先に通知した年月日（申込する年度内の日付とすること） ② 担当者氏名 ③ 代理者氏名 ④ 連絡先

旧【令和6年5月】

内容

E-1 自社で確保している人員と資機材の認識

記載内容
自社が保有している「人員や資機材」について記載してください。
記載上のポイント
以下の内容を記載してください。 ① 確認した年月日 ② 人員は災害復旧活動に必要と思われる資格（オペレータなど）の種類も記載してください。 ※社員が消防団員などで所属消防団と協議の上、消防団活動を優先する必要がある場合は人員から除外し、除外している社員が存在することを記載して下さい。いない場合はその旨記載してください。 ③ 資機材は種類、数量、保管場所（階数、部屋名称も含む）などを記載してください。

E-2 協力会社との緊急時の連絡先、連絡手段の相互認識

記載内容
自社が行う災害復旧活動に不足すると考えられる人員や資機材の調達先と自社について、相互の連絡対応窓口の連絡先を記載してください。
記載上のポイント
1) 連絡すべき調達先毎に、以下の内容を記載してください。 ① 調達先の連絡対応窓口の通知を受けた年月日（申込する年度内の日付とすること） ② 組織名称 ③ 担当者所属・氏名 ④ 連絡手段（災害時にもつながり易いものを含めて、予定しているもの全て記載してください。） ⑤ 連絡先 ⑥ 連絡する趣旨（何を調達するか具体的に記載してください。） 2) 自社の連絡対応窓口 以下の内容を記載してください。 ① 自社の連絡対応窓口を調達先に通知した年月日（申込する年度内の日付とすること） ② 担当者氏名 ③ 代理者氏名 ④ 連絡先

新【令和7年5月】

E 人員と資機材の調達

E-1 自社で確保している人員と資機材の認識	
項目	☐ 自社保有の人員や資機材が記載されている
内容	必須 ☐ 確認した日付がわかる
	☐ 人員は氏名や員数が、資機材は種類や数量の記載がされている
	確認 ☐ 人員は、資格(オペレータなど)の種類が記載されている
	☐ 資機材は、保管場所が記載されている
	☐ 消防団員等で除外した社員が存在する場合は、除外している社員について記載されている。該当無い場合はその旨記載されている。
E-2 協力会社との緊急時の連絡先、連絡手段の相互認識	
項目	☐ 調達先の連絡対応窓口が記載されている
内容	必須 ☐ 資料作成年月日が記載されている
	☐ 組織名称、担当者所属・氏名
	☐ 連絡手段、連絡先
	☐ 連絡する趣旨(何を調達するか具体的に記載)
	☐ 被害リスク
項目	☐ 自社の連絡対応窓口が記載されている
内容	必須 ☐ 資料作成年月日が記載されている
	☐ 担当者氏名
	☐ 代理者氏名
	☐ 連絡先
項目	☐ 災害時に分かり易い連絡手段が記載されている
内容	確認 ☐ PCメール
	☐ 携帯メール
	☐ 衛星携帯電話
	☐ その他(例: 無線通信)

旧【令和6年5月】

E 人員と資機材の調達

E-1 自社で確保している人員と資機材の認識	
項目	☐ 自社保有の人員や資機材が記載されている
内容	必須 ☒ 確認した日付がわかる
	☐ 人員は氏名や員数が、資機材は種類や数量の記載がされている
	確認 ☐ 人員は、資格(オペレータなど)の種類が記載されている
	☐ 資機材は、保管場所が記載されている
	☐ 消防団員等で除外した社員が存在する場合は、除外している社員について記載されている。該当無い場合はその旨記載されている。
E-2 協力会社との緊急時の連絡先、連絡手段の相互認識	
項目	☐ 調達先の連絡対応窓口が記載されている
内容	必須 ☐ 資料作成年月日が記載されている
	☐ 組織名称、担当者所属・氏名
	☐ 連絡手段、連絡先
	☐ 連絡する趣旨(何を調達するか具体的に記載)
項目	☐ 自社の連絡対応窓口が記載されている
内容	必須 ☐ 資料作成年月日が記載されている
	☐ 担当者氏名
	☐ 代理者氏名
	☐ 連絡先
項目	☐ 災害時に分かり易い連絡手段が記載されている
内容	確認 ☐ PCメール
	☐ 携帯メール
	☐ 衛星携帯電話
	☐ その他(例: 無線通信)